「仮想の通常の労働者」を比較対象労働者とした記入例

令和〇年〇月〇日

※網掛け部分は補足

（派遣元）
（公社）新潟県シルバー人材センター連合会
小千谷市　事務所　　行き

（派遣先）〇〇市（市役所）　市長〇〇　〇〇
役職：　　氏名：

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第７項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

１．比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）　当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに

※例えば、厚生労働省職業分類　細分類より記載（業務の内容が同一であるかどうかの判断を細分類を目安として行うこととしていることによる）

（１）業務の内容

① 業務内容（職種）	マイクロバス運転 ※厚生労働省編職業分類細分類＜ 661-03 ＞
② 具体的な業務内容	課外活動や部活動（遠征・大会等）の送迎運転
③ その他（突発的に発生する業務）	車両の点検・清掃

※中核的業務以外の比較対象労働者が従事する業務を記載

（２）責任の程度

役職	
① 役職に伴う権限の範囲	部下であり、権限なし
② トラブル・緊急対応	☑なし　□あり（市担当課及び、指揮命令者（部活動責任者等）が対応）
③ 成果への期待・役割	□なし　☑あり（安全運転、マナー）
④ 所定外労働	☑なし　□あり（　　）

（３）職務の内容及び配置の変更の範囲

① 職務の内容の変更の範囲	☑なし　□あり（　　）
② 配置の変更の範囲	☑なし　□あり（　　）

（４）雇用形態

□正社員（無期雇用・フルタイム）（年間所定労働時間　　時間）
□パート・有期雇用労働者　（年間所定労働時間　　時間、通算雇用期間　　年）
☑仮想の通常の労働者　（年間所定労働時間１９００時間）

２．比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：	⑥派遣労働者と同一の職務に従事させるために新たに雇用したと仮定した通常の労働者

（理由）

・受け入れようとする派遣労働者と職務の内容及び配置の変更の範囲または職務の内容が
同一である通常の労働者はいない。また、業務の内容が同一である通常の労働者がいない。

3．待遇の内容等

（待遇の種類）		
（待遇の内容）	（待遇の性質・目的）	（待遇決定に当たって考慮した事項）
比較対象労働者に対する支給額等	どういう時に支給されるのか 何のために支給するのか等	比較対象労働者に対して、支給・不支給を決定した具体的な要因等
基本給 ・別紙、「労働条件通知書」による	・労働に対する基本的な対象として支払われるもの ※【労働条件通知書】を添付する	・能力・経験、勤続年数を考慮 能力・経験：定型的な業務の処理 勤続年数：１年目
賞与	制度なし	―
―		

制度名	有・無	待遇の性質・目的	待遇決定に当たって考慮した事項
通勤手当 別紙、「通勤手当基準額表」による	(有)・無	通勤に要する交通費を補填 ※【通勤手当基準額表】を添付する	通勤距離を考慮
食堂	(有)・無	業務の円滑な遂行ため	就業場所で利用可
休憩室	(有)・無	業務の円滑な遂行ため	就業場所で利用可
更衣室	(有)・無	業務の円滑な遂行ため	就業場所で利用可
教育訓練	(有)・無	運行管理者による安全運行教育（半年に１回）	業務の内容を考慮 業務：自動車運転
	有・無		
	有・無		
	有・無		
	有・無		
	有・無		

上記以外に手当や制度がある場合には下から選択して記載
※上記以外に考えられる待遇の例：役職手当、特殊作業手当、特殊勤務手当、精勤手当、時間外手当（法定割増以上）、深夜及び休日労働手当（法定割増以上）、出張旅費、食事手当、単身赴任手当、地域手当、転勤者用社宅、慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除及び有給、病気休職、法定外の休暇（慶弔休暇を除く）、退職手当、安全管理に関する措置及び給付、住宅手当、家族手当